

5. 地域福祉の推進のために

地域には、年齢や性別、障がいの有無など、さまざまな特性や背景を持つ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。

また、仕事や学校のほか、ボランティアなど、いろいろな理由で地域を訪れ、活動している人々もいます。

このように、多様な人々が暮らし、働き、学び、訪れる地域で、だれもが自分らしく安心して生活していくためには、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力をあわせて、共に生き共に支えあい、みんなが生活を共に楽しむ地域をつくりあげていく「地域福祉」を推進していく必要があります。

5.1 地域福祉推進に向けたこれまでの経過と大阪市地域福祉基本計画の策定

大阪市では平成16年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画」を、平成21年3月に第2期計画を策定して、地域福祉の課題に対応するための理念と、市全体の方向性を定め、取組を進めてきました。

また、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、地域福祉においても、市全体で画一的な手法を用いるのではなく、それぞれの区が、地域の実情に応じて主体的に取り組むことを支援するため、平成24年12月に、めざすべき方向性や取り組むべき課題、大事にしてほしい考え方を示した「大阪市地域福祉推進指針」を策定しました。

地域をとりまく情勢の変化やさまざまな福祉課題に的確に対応していくためには、より地域の実情に応じた、きめ細かな施策を充実させることが重要であり、各区の地域福祉を推進する取組を、さらに強力に支援していく必要があります。

加えて、福祉人材の育成・確保や権利擁護の取組など各区に共通する課題や、法制度改正等への対応など基礎的な部分については、市域全体で取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの取組の成果を活かしながら、地域福祉を推進していくための計画を平成30年3月より3年おきに策定しており、令和6年3月策定の「第3期大阪市地域福祉基本計画（令和6年度～令和8年度）」においても引き続き「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざしています。

5.2 権利擁護

① 成年後見制度に係る市長審判請求

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分ではない方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。制度の利用には親族等から家庭裁判所へ申立てが必要ですが、身寄りがないなどで申立てができない場合は、市長名で後見等開始の審判請求を行うとともに、選任された後見人等に対する報酬の費用負担が困難な方に対して助成を行っています。

② 大阪市成年後見支援センター事業

成年後見制度のより一層の利用促進を図るため、平成30年度から権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、協議会の運営（事務局）、制度の普及啓発や相談、地域の相談支援機関に対する後方支援、あんしんさぽーと事業から成年後見制度への円滑な移行支援、「市民後見人」の養成及び支援、親族後見人への支援等を行っています。

③ あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

各区の社会福祉協議会では、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方が、安心して地域で生活が送れるように、福祉サービス等の利用支援や日常的な金銭管理サービスを実施しています。

5.3 障がい者・高齢者虐待防止の取り組みの推進

障がい者・高齢者虐待の早期発見や適切な対応、虐待を防止するための地域の取組により、障がい者・高齢者が地域において安心・安全な生活を送ることができるよう支援します。

① 障がい者・高齢者虐待対応支援チーム

保健福祉センター等へ複雑で困難な事例の対応における、助言・支援を行います。

② 大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議

大阪市、医師会、弁護士会、警察、福祉施設関係者等による連絡会を設置し、障がい者・高齢者虐待の早期発見及び防止のための情報交換を行い、効果的な虐待防止施策の推進を図ります。

③ 区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議

保健福祉センター、障がい者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、総合相談窓口（ブランチ）、警察、福祉施設関係者及び介護保険事業者、民生委員等による連絡会を各区に設置し、障がい者・高齢者虐待の早期発見、障がい者・高齢者及び養護者等への迅速かつ適切な対応を行うためのネットワーク構築の推進を図ります。

④ 障がい者・高齢者虐待防止体制整備支援

障がい者・高齢者虐待防止業務を行う中で、専門的見地からの助言、情報提供を必要とする場合、弁護士、社会福祉士を保健福祉センターに派遣します。

⑤ 研修等

地域の住民、施設等関係職員、区役所職員等を対象に障がい者・高齢者虐待に対する理解、認識を深めるための研修、講演会等を開催します。

⑥ 要援護障がい者・高齢者緊急一時保護事業

養護者の虐待により生命または身体に重大な危険が生じており緊急に分離が必要な障がい者・高齢者を施設等で一時的に保護します。また、警察に保護された身元不明の認知症高齢者、介助者が急病等のやむを得ない事由により不在となった障がい者を施設等で一時的に保護します。

5.4 障がいを理由とする差別の解消の推進

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すため、相談体制の整備や啓発などの取組を進めています。

相談体制の整備として、各区役所、各区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）、人権啓発・相談センターを相談窓口と位置づけ、障がいによる差別に関する相談対応を行うとともに、福祉局に障がい者差別解消の推進にかかる専門相談員を設置し、相談対応や各相談窓口の後方支援を行っています。

また、啓発としては、障害者差別解消法や合理的配慮について理解が深まるよう、周知ビラやリーフレットを作成するほか、出前講座を実施しています。

5.5 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために、各区に福祉専門職のワーカー（以降「CSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）」という。）を配置した「見守り相談室」において次の機能を一体的に実施し、地域におけるきめ細かな見守りネットワークを実現します。

① 地域の見守り活動への支援

行政と地域が保有する要援護者情報を集約し、見守り活動のための地域への情報提供に係る同意確認を郵送及び訪問により行い、同意が得られた方の名簿を活用し地域での見守りにつなぎます。

また、地域での見守り活動への支援や関係団体との連携を図り、見守りネットワークを強化します。

② 孤立世帯等への専門的対応

CSWが要援護者への日々の相談対応を行うとともに、地域や社会とのつながりから孤立している人や、複合的な課題を抱える世帯などに対しては、ねばり強くアウトリーチ（本人から要請がない場合でもワーカーが積極的に向かい合い援助）を行い、地域社会で安心して暮らせるように、適切に地域の見守り活動や福祉サービス等につなぎます。

③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

認知症の人が行方不明となった場合に、早期発見・保護につなげるための仕組みづくりを行い、警察捜索の補完的なものとして、協力者にメールで氏名・身体的特徴等の情報を一斉送信し、捜索の一助とします。

また、警察との連携を強化し適切な支援に結びつけるとともに、登録者に見守りシールを配付するなど身元不明高齢者対策を強化しています。

さらに、行方不明となるおそれのある認知症高齢者等（若年性認知症の人を含む）を介護する家族等に対して位置情報探索機器を貸与し、行方不明時の位置情報確認及び保護を容易にすることにより、介護する家族等の負担を軽減します。

また、令和7年度より介護予防の更なる推進事業（“すかい”プロジェクト）のひとつとして、見守り相談室の取組を一体的に行う中で、就労的活動（有償の市民活動または無償のボランティア活動）を希望する高齢者に対して、高齢者自身の特性や希望に合った活動をコーディネートし、高齢者の社会参加を促進する就労的活動支援事業もあわせて実施しています。

5.6 総合的な相談支援体制の充実事業

一つの相談支援機関だけでは解決できない、複合的な課題等を抱えた人や世帯に対し、各相談支援機関や地域住民、行政等が分野を超えて連携し、支援することができる相談支援体制の充実に向け、令和元年度より全区において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施し、専門家等（スーパーバイザー）の助言を活用しながら、各区の実情に応じた「総合的な相談支援体制の充実」をめざしています。

① 複合的な課題等を抱えた人や世帯を支援する取組

既存のしくみでは解決できない複合的な課題等を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが「調整役」となり、様々な分野の相談支援機関や地域の関係者などが一堂に会し世帯全体の支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にする「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催し、適切な支援につなげ、解決を図るしくみを構築します。

また、見守り相談室のCSWとの連携により、地域や社会とのつながりから孤立している人の状況を把握し、必要に応じ「つながる場」を活用し、適切な支援につなげます。

② 相談支援機関等の連携の促進に向けた取組

- ・連携に向けたツール等の作成
相談支援機関や地域の関係者等が分野を超えて連携できるよう、必要なツール等を作成します。
- ・相談支援機関等を対象とした研修会等の開催
相談支援機関や地域福祉活動の担い手、区役所職員等を対象とした研修会等を開催し、人材育成を図ります。

5.7 民生委員

方面委員制度から始まった民生委員制度は、平成30年度に創設100周年を迎えました。民生委員は、社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めることとされており、各委員はそれぞれ担当区域内の住民の実態を把握し、地域住民の立場に立ち生活困窮者や高齢者・障がいのある方、ひとり親家庭等への相談・支援活動を行っています。

また、民生委員は児童委員を兼ねており、大阪市の民生委員・児童委員は令和7年4月1日現在で3,893名（内主任児童委員598名）です。

5.8 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加、かつ、区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加する協議体として、全国の都道府県・市町村にもれなく設置されることとなっています。

大阪市では、市域全体を活動区域とする「大阪市社会福祉協議会」と、各区の在宅サービスセンターを拠点に「区社会福祉協議会」が法定で設置されており、地域の様々な活動団体等が参画する広範な組織力と高い専門性を活かしながら、地域福祉課題の把握、関連する各種団体や施設などの連絡調整、住民主体による課題解決など地域と行政の中間支援、地域住民による福祉活動の支援、災害時における要援護者支援、ボランティア活動支援センターの運営などの取組を、地域住民や地域団体、民生委員・児童委員、行政（福祉局・区役所）、社会福祉施設などと連携しながら、互いにつながり、支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、効率的・効果的に実施しています。

また、概ね小学校区には「地域（地区・校下）社会福祉協議会」が任意で設置されており、住民による自主的な活動により、より身近な地域福祉活動が展開されています。

本市として、今後とも、社会福祉協議会と相互に連携し、地域福祉を推進していきます。

5.9 ボランティア活動の推進

住みよい地域社会をつくるには、さまざまな福祉施策の充実が必要ですが、それだけでは十分ではなく、住民が自らすすんで福祉活動に参加することも大切な要素です。そのような活動のひとつがボランティア活動です。

ボランティア活動には、障がいのある人や高齢者、子どもたちなどを対象にしたいろいろな種類のものがあり、活動を持続的に行うことができるよう支援をしていく必要があります。

ボランティア活動の拠点として、大阪市社会福祉協議会に「大阪市ボランティア・市民活動センター」が、また身近な各区社会福祉協議会に「区ボランティア・市民活動センター」が設置されており、ボランティア活動についての啓発広報活動を行うとともに、ボランティアの養成・研修・相談・登録・斡旋等を実施してボランティア活動の振興に努めています。

また、「大阪市ボランティア活動振興基金」を大阪市社会福祉協議会に設置し、福祉ボランティア活動への助成を行っています。

5.10 社会福祉振興基金

社会福祉事業の推進に要する財源を、長期的かつ安定的に確保するため、「大阪市社会福祉振興基金」を設置し、特別養護老人ホームの新設及び大規模修繕への助成にあてるなど、社会福祉の振興を図っています。

5.11 社会福祉センター

社会福祉関係の研修や会議の場を提供しています。また、大阪市社会福祉協議会、大阪市身体障害者団体協議会、大阪市手をつなぐ育成会、大阪市私立保育連盟、家庭養護促進協会などが館内に事務所を設けており、大阪市における社会福祉の拠点としての役割を果たしています。

5.12 社会福祉研修・情報センター

社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供し、福祉に関する知識の普及、啓発等を行うとともに体系的な研修を実施することにより、社会福祉に携わる人材の確保と育成を図っています。とりわけ、福祉人材の養成については、大阪市や社会福祉協議会等関係機関や福祉職専門団体、教育機関等が参画する「大阪市福祉人材養成連絡協議会」の事務局を担い、福祉人材養成推進事業を実施しています。

5.13 民間社会福祉施設

社会福祉事業の歴史において、民間の社会福祉施設が果たしてきた役割は非常に大きく、先駆的な事業や弾力的な施設経営など、その特徴を活かして社会福祉の推進に貢献しています。また、全社会福祉施設における民間施設の割合は非常に大きく、欠くことのできない重要な役割を果たしています。

これらの民間社会福祉施設の適正な活動を推進するため、民間社会福祉施設職員の表彰などを行うとともに、社会福祉法人及び民間社会福祉施設の適正な運営に向けた指導監査や許認可などを行っています。

さらに、令和5年8月に締結された「大阪市とシカゴ市の姉妹都市の絆をさらに深める合意書」に基づき、社会福祉分野において、姉妹都市であるシカゴ市との連携を一層強化するため、民間社会福祉施設従事者等による交流事業を実施しています。